

○公立大学法人周南公立大学授業料等に関する規程

(令和4年4月1日規程第14-6号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人周南公立大学(以下「法人」という。)の授業料、入学検定料、入学金、その他の料金(以下「授業料等」という。)の徴収について、別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の徴収)

第2条 法人は、別表1に定めるところにより、授業料等を徴収する。

2 入学辞退の申し出をした者が、納付した入学金は還付しない。

3 第1項の規定にかかわらず、周南公立大学(以下「本学」という。)の学部を卒業し、引き続き本学大学院の専門職学位課程に入学する者の入学金は徴収しない。

(雑則)

第3条 この規程のほか、授業料等の徴収に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 徳山大学奨学生規程及び徳山大学奨学生規程細則により、奨学生として採用されていた者に係る授業料は、別表1に定める授業料から、次に掲げる金額を免除する。

対 象	免除額	知財開発コース 奨学生免除額
体育等技能奨学生 特別1種奨学生 特別奨学生 特別1種奨学生	535,800円	535,800円
体育等技能奨学生 1種奨学生 特別奨学生 1種奨学生	95,800円	80,800円

父子母子家庭特別支援奨学生（周南市補助対象者） 児童福祉奨学生 留学生奨学生（授業料 100%支給者）	280,800 円	250,800 円
留学生奨学生（授業料 70%支給者）	93,300 円	63,300 円

附 則

この規程は、令和 7 年 12 月 19 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

授業料等の金額

区 分		単 位	金 額
入学検定料	学生	1 件	17,000 円
	科目等履修生	1 件	9,800 円
入学金	学生（市内者）	1 件	141,000 円
	学生（市外者）	1 件	282,000 円
授業料	学生	年額	535,800 円
	科目等履修生	1 単位	14,800 円
手数料	学生証再発行料	1 通	1,000 円
	在学証明書、成績証明書、卒業見込証明書、卒業証明書、健康診断書、その他証明書（1 通につき）	1 通	200 円
	追試験、再試験	1 科目	1,000 円
受講料	聴講料	1 回	500 円
	IT データリテラシー入門講座	1 プログラム	33,000 円

備考

- 1 市内者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 入学の日の1年以上前から引き続き周南市内に住所を有する者

(2) 入学の日の1年以上前から引き続き周南市内に配偶者または1親等の親族が住所を有する者

2 市外者とは、市内者以外の者をいう。